

函館市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 6 号

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和 3 5 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 1 0 条を次のように改める。

第10条 削除

第 6 0 条の 1 2 第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 項各号」を「第 5 項各号」に改め、同項第 1 号中「7, 0 0 0 円」を「1 1, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「1 2, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円（令第10条第 3 号または第 4 号に掲げる建築物（以下「特例建築物」という。）にあつては、2 1, 0 0 0 円）」に改め、同項第 3 号中「1 9, 0 0 0 円」を「3 9, 0 0 0 円（特例建築物にあつては、3 3, 0 0 0 円）」に改め、同項第 4 号中「2 7, 0 0 0 円」を「5 2, 0 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「4 2, 0 0 0 円」を「8 4, 0 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「5 8, 0 0 0 円」を「1 1 9, 0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「1 6 0, 0 0 0 円」を「3 4 6, 0 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「2 8 0, 0 0 0 円」を「5 8 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 9 号中「5 1 0, 0 0 0 円」を「1, 0 6 8, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 項第 1 号中「1 0, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「6, 0 0 0 円」を「7, 9 0 0 円」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項第 1 号中「1 1, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「7, 0 0 0 円」を「8, 8 0 0 円」に改め、同項を同条

第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 法第87条の4において準用する法第6条の2第1項の規定による確認または法第87条の4において準用する法第18条第4項の規定による審査を受けた建築設備の計画を変更してする建築設備の設置について、法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、前項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、建築設備1基につき、手数料として8,800円を納めなければならない。

第60条の12第2項の次に次の2項を加える。

- 3 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認または法第18条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けた建築物の計画（次項において「確認等を受けた建築物の計画」という。）を変更してする建築物の建築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替えまたはその用途の変更について、法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、第1項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 30平方メートル以内のもの 11,000円
- (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 25,000円（特例建築物にあつては、21,000円）
- (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 39,000円（特例建築物にあつては、33,000円）
- (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 52,000円
- (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

84,000円

(6) 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 119,000円

(7) 2,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 346,000円

(8) 10,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以内のもの 583,000円

(9) 50,000平方メートルを超えるもの 1,068,000円

4 前項の床面積の合計は, 次の各号に掲げる場合の区分に応じ, 当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物の建築をする場合（移転する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める面積

ア イに掲げる場合以外の場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積

イ 当該変更前に建築物の計画を変更したことがある場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積の2分の1

(2) 建築物の移転をし, その大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをし, またはその用途の変更をする場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積の2分の1

第60条の12に次の1項を加える。

8 法第88条第1項および第2項において準用する法第6条の2第1項の規定による確認または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第4項の規定による審査を受けた工作物の計画を変更してする工作物の築造について, 法第88条第1項および第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は, 前項に規定する手数料を納めるほか, 申

請または通知の際に、一の工作物につき、手数料として7,900円を納めなければならない。

第60条の17を第60条の19とし、第60条の16を第60条の18とし、第60条の15を第60条の17とする。

第60条の14第1号中「10,000円」を「12,000円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同条第3号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同条第4号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第7号中「110,000円」を「109,000円」に改め、同条第8号中「170,000円」を「172,000円」に改め、同条第9号中「340,000円」を「331,000円」に改め、同条を第60条の16とする。

第60条の13第1項各号列記以外の部分中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第1号中「11,000円」を「14,000円（特例建築物にあつては、13,000円）」に改め、同項第2号中「14,000円」を「17,000円（特例建築物にあつては、15,000円）」に改め、同項第3号中「18,000円」を「21,000円（特例建築物にあつては、18,000円）」に改め、同項第4号中「24,000円」を「27,000円」に改め、同項第5号中「39,000円」を「41,000円」に改め、同項第6号中「54,000円」を「56,000円」に改め、同項第8号中「200,000円」を「202,000円」に改め、同項第9号中「400,000円」を「391,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第1号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「23,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「36,000円」を「38,000円」に改め、同項第6号中「51,000円」を「53,000円」に改め、同項第8号中「

「１９０，０００円」を「１９２，０００円」に改め，同項第９号中「３９０，０００円」を「３８１，０００円」に改め，同条第４項第１号中「１４，０００円」を「１５，０００円」に改め，同項第２号中「１１，０００円」を「１２，０００円」に改め，同項を同条第６項とし，同条第３項の次に次の２項を加える。

４ 法第６条の２第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認または法第１８条第４項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けた建築物の計画（次項において「確認等を受けた建築物の計画」という。）に係る建築物の建築，大規模の修繕または大規模の模様替えの工事の完了について，法第７条第１項の規定による検査の申請または法第１８条第２０項の規定による通知をしようとする者（当該建築物について，第６０条の１２第３項の規定により同項に規定する手数料を納めた者または同条第６項もしくは第８項の規定により同条第６項もしくは第８項に規定する手数料を納めた者を除く。）は，第１項または第２項に規定する手数料を納めるほか，申請または通知の際に，申請または通知１件につき，次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (１) ３０平方メートル以内のもの １１，０００円
- (２) ３０平方メートルを超え，１００平方メートル以内のもの ２５，０００円（特例建築物にあつては，２１，０００円）
- (３) １００平方メートルを超え，２００平方メートル以内のもの ３９，０００円（特例建築物にあつては，３３，０００円）
- (４) ２００平方メートルを超え，５００平方メートル以内のもの ５２，０００円
- (５) ５００平方メートルを超え，１，０００平方メートル以内のもの ８４，０００円
- (６) １，０００平方メートルを超え，２，０００平方メートル以内のもの １１９，０００円
- (７) ２，０００平方メートルを超え，１０，０００平方メートル以内

のもの 346,000円

(8) 10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 583,000円

(9) 50,000平方メートルを超えるもの 1,068,000円

5 前項の床面積の合計は,次の各号に掲げる場合の区分に応じ,当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物の建築をした場合(移転した場合を除く。) 確認等を受けた建築物の計画(当該申請または通知に係る工事の完了に係る建築物の計画に限る。)に係る建築物の床面積

(2) 建築物の移転をし,または大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをした場合 確認等を受けた建築物の計画(当該申請または通知に係る工事の完了に係る建築物の計画に限る。)に係る建築物の床面積の2分の1

第60条の13に次の1項を加える。

7 法第6条の2第1項(法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。)の規定による確認または法第18条第4項(法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。)の規定による審査を受けた建築設備の計画に係る建築設備の設置の工事の完了または工作物の計画に係る工作物の築造の工事の完了について,法第7条第1項(法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。)の規定による検査の申請または法第18条第20項(法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。)の規定による通知をしようとする者は,前項に規定する手数料を納めるほか,申請または通知の際に,建築設備1基または一の工作物につき,次の各号に掲げる場合の区分に応じ,当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 建築設備を設置した場合 8,800円

(2) 工作物を築造した場合 7,900円

第60条の13を第60条の14とし,同条の次に次の1条を加える。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条の15 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知に係る建築物の計画に係る建築物(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させなければならないものである場合は、前条第1項または第2項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

(1) 工場、倉庫その他の用途であつて、一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの(次号において「工場等」という。)の用途の建築物

次に掲げる建築物の建築(移転を除く。同号において同じ。)に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が100平方メートル以下のとき 5,300円

イ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のとき 6,100円

ウ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以下のとき 6,700円

エ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 8,000円

オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 10,000円

カ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 23,000円

キ 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え, 10, 000 平方メートル以下のとき 34, 000 円

ク 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え, 25, 000 平方メートル以下のとき 41, 000 円

ケ 床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるとき 51, 000 円

(2) 工場等以外の用途の建築物 次に掲げる建築物の建築に係る部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 100 平方メートル以下のとき 8, 100 円

イ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え, 200 平方メートル以下のとき 11, 000 円

ウ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え, 300 平方メートル以下のとき 15, 000 円

エ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 1, 000 平方メートル以下のとき 17, 000 円

オ 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え, 2, 000 平方メートル以下のとき 20, 000 円

カ 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え, 5, 000 平方メートル以下のとき 36, 000 円

キ 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え, 10, 000 平方メートル以下のとき 49, 000 円

ク 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え, 25, 000 平方メートル以下のとき 58, 000 円

ケ 床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるとき 69, 000 円

第 60 条の 12 の次に次の 1 条を加える。

(仕様基準に適合することの確認を受ける場合の確認申請等手数料)

第 60 条の 13 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による通知をしようとする者は, 申請または通知に係る建築物の計画に係る建築物 (法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築

物を除く。以下この条において同じ。)の建築(移転を除く。第2号において同じ。)が仕様基準(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イまたはロに掲げる基準をいう。)に適合することの確認を受ける場合は、前条第1項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 住戸の戸数が1のとき 20,000円

(2) 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる建築物の建築に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 35,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 57,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 100,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 149,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第60条の12、第60条の14および第60条の16の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にあった申請または通知に係る手数料について適用し、施行日前にあった申請または通知に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の第60条の13の規定は、施行日以後にあった申請または通知に係る手数料について適用する。

4 改正後の第60条の15の規定は、施行日以後に着手した工事に係

る建築物に関する検査に係る手数料について適用する。